

事務連絡  
令和5年9月28日

関係団体 御中

厚生労働省保険局医療課

新型コロナウイルス感染症の令和5年10月以降の公費支援の費用の  
請求に関する診療報酬明細書の記載等について

標記につきまして、別紙のとおり、地方厚生(支)局医療課、都道府県民生主管部(局)国民健康保険主管課(部)及び都道府県後期高齢者医療主管部(局)後期高齢者医療主管課(部)あて通知するとともに、別添団体各位に協力を依頼しましたので、貴団体におかれましても、関係者に対し周知を図られますようお願いいたします。

(別添)

公益社団法人 日本医師会 御中  
公益社団法人 日本歯科医師会 御中  
公益社団法人 日本薬剤師会 御中  
一般社団法人 日本病院会 御中  
公益社団法人 全日本病院協会 御中  
公益社団法人 日本精神科病院協会 御中  
一般社団法人 日本医療法人協会 御中  
一般社団法人 日本社会医療法人協議会 御中  
公益社団法人 全国自治体病院協議会 御中  
一般社団法人 日本慢性期医療協会 御中  
一般社団法人 日本私立医科大学協会 御中  
一般社団法人 日本私立歯科大学協会 御中  
一般社団法人 日本病院薬剤師会 御中  
公益社団法人 日本看護協会 御中  
一般社団法人 全国訪問看護事業協会 御中  
公益財団法人 日本訪問看護財団 御中  
独立行政法人 国立病院機構本部 御中  
国立研究開発法人 国立がん研究センター 御中  
国立研究開発法人 国立循環器病研究センター 御中  
国立研究開発法人 国立精神・神経医療研究センター 御中  
国立研究開発法人 国立国際医療研究センター 御中  
国立研究開発法人 国立成育医療研究センター 御中  
国立研究開発法人 国立長寿医療研究センター 御中  
独立行政法人 地域医療機能推進機構本部 御中  
独立行政法人 労働者健康安全機構本部 御中  
健康保険組合連合会 御中  
全国健康保険協会 御中  
健康保険組合 御中  
公益社団法人 国民健康保険中央会 御中  
社会保険診療報酬支払基金 御中  
財務省主計局給与共済課 御中  
文部科学省高等教育局医学教育課 御中  
文部科学省高等教育局私学行政課 御中  
総務省自治行政局公務員部福利課 御中  
総務省自治財政局地域企業経営企画室 御中  
警察庁長官官房教養厚生課 御中  
防衛省人事教育局 御中  
労働基準局労災管理課 御中  
労働基準局補償課 御中  
各都道府県後期高齢者医療広域連合 御中

保医発 0928 第 1 号  
令和 5 年 9 月 28 日

地方厚生（支）局医療課長  
都道府県民生主管部（局）  
国民健康保険主管課（部）長  
都道府県後期高齢者医療主管部（局）  
後期高齢者医療主管課（部）長

】 殿

厚生労働省保険局医療課長  
（ 公 印 省 略 ）

新型コロナウイルス感染症の令和 5 年 10 月以降の公費支援の  
費用の請求に関する診療報酬明細書の記載等について

「新型コロナウイルス感染症の令和 5 年 10 月以降の医療提供体制の移行及び公費支援の具体的内容について」（令和 5 年 9 月 15 日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策本部ほか事務連絡）において、令和 5 年 10 月以降の新型コロナウイルス感染症の患者等に対する公費支援の取扱いが示されたところである。

当該取扱いに伴い、保険医療機関等による公費支援の費用の請求（以下「本請求」という。）に係る診療報酬明細書の記載等については、下記のとおりとするので、貴管下の保険医療機関、保険薬局、審査支払機関等に対して周知徹底をお願いする。

なお、今回の公費支援の取扱いの変更に伴い、「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う公費支援の費用の請求に関する診療報酬明細書の記載等について」（令和 5 年 3 月 20 日保医発 0320 第 1 号厚生労働省保険局医療課長通知。令和 5 年 5 月 25 日最終改正。以下「旧通知」という。）は令和 5 年 9 月 30 日付けで廃止する。

記

1 公費の種類について

新型コロナウイルス感染症に係る入院診療に要した費用の一部を補助する公費（以下「入院補助」という。）及び新型コロナウイルス感染症の治療薬に要した費用の一部を補助する公費（以下「治療薬補助」という。）の 2 種類とし、公費負担者番号はそれぞれ別紙のとおりとする。

なお、旧通知の「一部補助」及び「全額補助」の公費負担者番号は、それぞれ「入院補助」及び「治療薬補助」の公費負担者番号と同じものとしている。

## 2 「公費負担者番号」欄について

- (1) 入院において、新型コロナウイルス感染症に係る診療及び治療薬を算定する場合は、保険医療機関の所在地に対応する入院補助及び治療薬補助のうち適用する公費負担者番号を記載すること。

なお、入院補助の適用にならず、新型コロナウイルス感染症の治療薬の投与もない場合については、公費負担者番号の記載は要さない。

- (2) 入院外において、新型コロナウイルス感染症の治療薬を算定する場合は、保険医療機関又は保険薬局の所在地に対応する治療薬補助の公費負担者番号（調剤報酬明細書において、処方箋を交付した保険医療機関と保険薬局の所在地が異なる場合には、保険薬局の所在地の公費負担者番号）を記載すること。
- (3) 他の公費負担医療制度による給付が行われる場合の記載順については、既存の法別番号 28 の公費負担医療（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による一類感染症等の患者の入院（同法第 37 条））と同様の取扱いとすること。

## 3 公費負担医療の受給者番号について

公費負担医療の受給者番号は、「9999996（7桁）」を記載すること。

## 4 「特記事項」欄について

オンライン資格確認等システム又は限度額適用認定証により、患者の所得区分を確認の上、患者の自己負担額が高額療養費又は入院補助の自己負担上限額を超える場合には、当該所得区分等に応じて、「診療報酬請求書等の記載要領等について」（昭和 51 年 8 月 7 日保険発第 82 号）の『「特記事項」欄について』において定める略号、区ア、区イ、区ウ、区エ、区オ、区カ及び区キのうち、該当する略号を記載すること。

なお、入院における多数回該当の場合は多ア、多イ、多ウ、多エ、多オ、多カ及び多キのうち、該当する略号を、また、入院外における多数回該当の場合は区ア、区イ、区ウ、区エ、区オ、区カ及び区キのうち、該当する略号を、それぞれ記載すること。

## 5 「療養の給付」欄について

本請求に係る「請求」の項には、医療保険及び適用する公費に係る合計点数をそれぞれ記載すること。

また、治療薬補助に係る「負担金額」又は「一部負担金」の項には患者の負担割合に応じた自己負担限度額（1割負担：3000円、2割負担：6000円、3割負担：9000円）までの額を記載し、入院補助に係る「負担金額」の項には、患者の所得区分に応じ、「新型コロナウイルス感染症の令和 5 年 10 月以降の医療提供体制の移行及び公費支援の具体的内容について」の 8（2）②に掲げる公費による減額措置後の最大の自己負担限度額を記載すること。

記載例：「療養の給付」欄

(1) 入院の場合1 特記事項：区ウ 70歳未満

公費①：入院補助（※）

- ・新型コロナウイルス感染症に係る入院料など：133,100点
- ・新型コロナウイルス感染症の治療薬：9,400点

※ 新型コロナウイルス感染症に係る医療費の3割が入院補助の所得区分における自己負担限度額（75,100円）を超えるため入院補助を適用する。

療養の給付	保険	請求点	※ 決 定 点	負担金額 円
		142,500		91,680
				減額 割(円)免除・支払猶予
公費①	点	※ 点	円	
	142,500		75,100	
公費②	点	※ 点	円	

(2) 入院の場合2 特記事項：区イ 70歳未満

公費①：治療薬補助（※）

- ・新型コロナウイルス感染症に係る入院料など：40,000点
- ・新型コロナウイルス感染症の治療薬：9,400点

※ 新型コロナウイルス感染症に係る医療費の3割が入院補助の所得区分における自己負担限度額（162,400円）を超えないため治療薬補助を適用する。

療養の給付	保険	請求点	※ 決 定 点	負担金額 円
		49,400		(28,200) 148,200
				減額 割(円)免除・支払猶予
公費①	点	※ 点	円	
	9,400		9,000	
公費②	点	※ 点	円	

(3) 入院の場合3 特記事項：区オ 70歳未満

公費①：入院補助（※） 公費②：生活保護（法別12）

- ・新型コロナウイルス感染症に係る入院料など：40,000点
  - ・新型コロナウイルス感染症の治療薬：9,400点
- ※ 新型コロナウイルス感染症に係る医療費の3割が入院補助の所得区分における自己負担限度額（25,400円）を超えるため入院補助を適用する。

療養の給付	保険	請求点	※ 決定点	負担金額 円	
		49,400		35,400	減額 割(円)免除・支払猶予
		点	※ 点	円	
療養の給付	公費①	49,400		25,400	
		点	※ 点	円	
		49,400		0	
	公費②	点	※ 点	円	

(4) 入院外の場合 特記事項：区ウ

公費①：治療薬補助

- ・初・再診料、検査料など：1,400点
- ・コロナ治療薬：9,400点

療養の給付	保険	請求点	※ 決定点	一部負担金 円	
		10,800			減額 割(円)免除・支払猶予
		点	※ 点	円	
療養の給付	公費①	9,400		9,000	
		点	※ 点	円	
	公費②	点	※ 点	円	

6 その他

その他の記載方法については、「診療報酬請求書等の記載要領等について」によること。

7 実施時期

令和5年10月1日から実施すること。

実施機関名		公費負担者番号								集計コード
		法別 番号		都道府 県番号		実施機関番号		検証 番号		
北海道	入院診療：入院補助	2	8	0	1	0	7	0	0	28010700
	治療薬：治療薬補助	2	8	0	1	0	8	0	9	28010809
青森県	入院診療：入院補助	2	8	0	2	0	7	0	9	28020709
	治療薬：治療薬補助	2	8	0	2	0	8	0	8	28020808
岩手県	入院診療：入院補助	2	8	0	3	0	7	0	8	28030708
	治療薬：治療薬補助	2	8	0	3	0	8	0	7	28030807
宮城県	入院診療：入院補助	2	8	0	4	0	7	0	7	28040707
	治療薬：治療薬補助	2	8	0	4	0	8	0	6	28040806
秋田県	入院診療：入院補助	2	8	0	5	0	7	0	6	28050706
	治療薬：治療薬補助	2	8	0	5	0	8	0	5	28050805
山形県	入院診療：入院補助	2	8	0	6	0	7	0	5	28060705
	治療薬：治療薬補助	2	8	0	6	0	8	0	4	28060804
福島県	入院診療：入院補助	2	8	0	7	0	7	0	4	28070704
	治療薬：治療薬補助	2	8	0	7	0	8	0	3	28070803
茨城県	入院診療：入院補助	2	8	0	8	0	7	0	3	28080703
	治療薬：治療薬補助	2	8	0	8	0	8	0	2	28080802
栃木県	入院診療：入院補助	2	8	0	9	0	7	0	2	28090702
	治療薬：治療薬補助	2	8	0	9	0	8	0	1	28090801
群馬県	入院診療：入院補助	2	8	1	0	0	7	0	9	28100709
	治療薬：治療薬補助	2	8	1	0	2	8	0	4	28102804
埼玉県	入院診療：入院補助	2	8	1	1	0	7	0	8	28110708
	治療薬：治療薬補助	2	8	1	1	0	8	0	7	28110807
千葉県	入院診療：入院補助	2	8	1	2	0	7	0	7	28120707
	治療薬：治療薬補助	2	8	1	2	0	8	0	6	28120806
東京都	入院診療：入院補助	2	8	1	3	2	7	0	2	28132702
	治療薬：治療薬補助	2	8	1	3	2	8	0	1	28132801
神奈川県	入院診療：入院補助	2	8	1	4	0	7	0	5	28140705
	治療薬：治療薬補助	2	8	1	4	0	8	0	4	28140804
新潟県	入院診療：入院補助	2	8	1	5	0	7	0	4	28150704
	治療薬：治療薬補助	2	8	1	5	0	8	0	3	28150803
富山県	入院診療：入院補助	2	8	1	6	0	7	0	3	28160703
	治療薬：治療薬補助	2	8	1	6	0	8	0	2	28160802
石川県	入院診療：入院補助	2	8	1	7	0	7	0	2	28170702
	治療薬：治療薬補助	2	8	1	7	0	8	0	1	28170801
福井県	入院診療：入院補助	2	8	1	8	0	7	0	1	28180701
	治療薬：治療薬補助	2	8	1	8	0	8	0	0	28180800
山梨県	入院診療：入院補助	2	8	1	9	0	7	0	0	28190700
	治療薬：治療薬補助	2	8	1	9	0	8	0	9	28190809
長野県	入院診療：入院補助	2	8	2	0	0	7	0	7	28200707
	治療薬：治療薬補助	2	8	2	0	0	8	0	6	28200806
岐阜県	入院診療：入院補助	2	8	2	1	0	7	0	6	28210706
	治療薬：治療薬補助	2	8	2	1	0	8	0	5	28210805
静岡県	入院診療：入院補助	2	8	2	2	0	7	0	5	28220705
	治療薬：治療薬補助	2	8	2	2	0	8	0	4	28220804
愛知県	入院診療：入院補助	2	8	2	3	0	7	0	4	28230704
	治療薬：治療薬補助	2	8	2	3	0	8	0	3	28230803
三重県	入院診療：入院補助	2	8	2	4	0	7	0	3	28240703
	治療薬：治療薬補助	2	8	2	4	0	8	0	2	28240802
滋賀県	入院診療：入院補助	2	8	2	5	0	7	0	2	28250702
	治療薬：治療薬補助	2	8	2	5	0	8	0	1	28250801

実施機関名		公費負担者番号							集計コード	
		法別 番号	都道府 県番号	実施機関番号			検証 番号			
京都府	入院診療：入院補助	2	8	2	6	0	7	0	1	28260701
	治療薬：治療薬補助	2	8	2	6	0	8	0	0	28260800
大阪府	入院診療：入院補助	2	8	2	7	0	7	0	0	28270700
	治療薬：治療薬補助	2	8	2	7	0	8	0	9	28270809
兵庫県	入院診療：入院補助	2	8	2	8	0	7	0	9	28280709
	治療薬：治療薬補助	2	8	2	8	0	8	0	8	28280808
奈良県	入院診療：入院補助	2	8	2	9	0	7	0	8	28290708
	治療薬：治療薬補助	2	8	2	9	0	8	0	7	28290807
和歌山県	入院診療：入院補助	2	8	3	0	0	7	0	5	28300705
	治療薬：治療薬補助	2	8	3	0	0	8	0	4	28300804
鳥取県	入院診療：入院補助	2	8	3	1	0	7	0	4	28310704
	治療薬：治療薬補助	2	8	3	1	0	8	0	3	28310803
島根県	入院診療：入院補助	2	8	3	2	0	7	0	3	28320703
	治療薬：治療薬補助	2	8	3	2	0	8	0	2	28320802
岡山県	入院診療：入院補助	2	8	3	3	0	7	0	2	28330702
	治療薬：治療薬補助	2	8	3	3	0	8	0	1	28330801
広島県	入院診療：入院補助	2	8	3	4	0	7	0	1	28340701
	治療薬：治療薬補助	2	8	3	4	0	8	0	0	28340800
山口県	入院診療：入院補助	2	8	3	5	0	7	0	0	28350700
	治療薬：治療薬補助	2	8	3	5	0	8	0	9	28350809
徳島県	入院診療：入院補助	2	8	3	6	0	7	0	9	28360709
	治療薬：治療薬補助	2	8	3	6	0	8	0	8	28360808
香川県	入院診療：入院補助	2	8	3	7	0	7	0	8	28370708
	治療薬：治療薬補助	2	8	3	7	0	8	0	7	28370807
愛媛県	入院診療：入院補助	2	8	3	8	0	7	0	7	28380707
	治療薬：治療薬補助	2	8	3	8	0	8	0	6	28380806
高知県	入院診療：入院補助	2	8	3	9	0	7	0	6	28390706
	治療薬：治療薬補助	2	8	3	9	0	8	0	5	28390805
福岡県	入院診療：入院補助	2	8	4	0	0	7	0	3	28400703
	治療薬：治療薬補助	2	8	4	0	0	8	0	2	28400802
佐賀県	入院診療：入院補助	2	8	4	1	0	7	0	2	28410702
	治療薬：治療薬補助	2	8	4	1	0	8	0	1	28410801
長崎県	入院診療：入院補助	2	8	4	2	0	7	0	1	28420701
	治療薬：治療薬補助	2	8	4	2	0	8	0	0	28420800
熊本県	入院診療：入院補助	2	8	4	3	0	7	0	0	28430700
	治療薬：治療薬補助	2	8	4	3	0	8	0	9	28430809
大分県	入院診療：入院補助	2	8	4	4	0	7	0	9	28440709
	治療薬：治療薬補助	2	8	4	4	0	8	0	8	28440808
宮崎県	入院診療：入院補助	2	8	4	5	0	7	0	8	28450708
	治療薬：治療薬補助	2	8	4	5	0	8	0	7	28450807
鹿児島県	入院診療：入院補助	2	8	4	6	0	7	0	7	28460707
	治療薬：治療薬補助	2	8	4	6	0	8	0	6	28460806
沖縄県	入院診療：入院補助	2	8	4	7	0	7	0	6	28470706
	治療薬：治療薬補助	2	8	4	7	0	8	0	5	28470805